

令和5年立川市長 記者会見記録

日時・場所	令和5年12月21日(木)午前11時00分～11時30分	市役所 101会議室
出席者	立川市長 酒井 大史 行政管理部長 大平 武彦	
	報道機関 読売新聞・東京新聞・時事通信・NHK・ TokyoMX・都政新報 合計6社	
司会進行	立川市広報課長 五箇野	

【立川市長 酒井 大史】

立川市長の酒井でございます。この度は、急な会見となり誠に申し訳ございません。本日発表します案件は1件で、お手元に配付の資料の通り、市職員による公金の着服とそれに伴う懲戒処分についてでございます。

市職員が公金の着服をするという事態が発生してしまったこと、またこのように公表するまでに長い時間が経過してしまったことにより、多くの市民の皆さんの立川市政に対する信頼を損なう結果になってしまったことを心よりお詫び申し上げます。

本当に申し訳ございませんでした。

今後、当該職場において再発防止策を徹底してまいりますことはもとより、今後他の職場、全庁的にコンプライアンス対策を強化していくための特別のプロジェクトチームを発足してまいりたいと考えております。

その場で、公金を取り扱っている全ての職場の公金取り扱い手順の確認や指導監督を行ってまいりたいと考えております。

また、市の職員の中で困りごと、あるいは相談等についてもしっかりと受け止め、対応していけるような職場作りに向けて、この機会を改めて我々職員一同、市幹部も心にしっかりと刻み込んで、二度と同じような事態が発生しないような体制作りに取り組んでまいりたいと考えております。

処分の内容等の詳細につきましては、この事態が発生したときから、関係者からの事情聴取等の調査を担当いたしました行政管理部長の大平部長よりご説明させていただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

本当に申し訳ございませんでした。

【行政管理部長 大平 武彦】

行政管理部長の大平でございます。

それでは詳細については、私から説明させていただきたいと思えます。大変失礼ですが、着座にて説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

それでは、本事案において、お手元の資料に基づきご説明させていただきます。

最初に「1. 処分の内容」についてでございます。懲戒処分の対象者につきましては3名おありまして、公金を着服した事故者であるごみ対策課の主事は、懲戒免職。

上司につきましては、公金管理における部下の指導監督、不適正および着服行為の報告遅延により、課長を減給3ヶ月10分の1、係長を減給1ヶ月10分の1としております。

あわせて、担当部長につきましても、管理監督責任を取るものとして訓告処分ということにしております。

続きまして、事案の概要についてご説明させていただきます。

まず、「2. 事案の概要」についてでございます。本事案は、事故者であるごみ対策課の職員がごみ処理手数料の収入金42万2,400円を2日間、計3回にわたって自宅に持ち帰り、着服した事案でございます。

着服金額等につきましては、(1)の表をご覧ください。Aの26万7,900円につきましては、9月5日、金融機関に入金するために当番で本庁舎に来た際に納めることなく、ごみ対策課に戻っております。同じく9月5日、Bの10万2,000円を、職員のいない時間帯に金庫から持ち出し、Aの金額とともに自宅へ持ち帰っております。Cの5万2,500円につきましては、委託事業者から受け取った収入金を金庫に保管せず、着服して自宅に持ち帰っております。この3件の合計が42万2,400円となります。

経過につきましては、ページをおめくりいただいて2ページでございます。(2)で時系列でお示しております。

次に、着服の動機や着服した金額につきましては、「3」にあります通り、返済金、借金返済のために自宅に持ち帰ったものの金額を、全額返金しております。その他のごみ対策課で管理している現金につきましては、改めて帳簿等を精査することにより、不現金がないことを確認しておりますので、その他の着服はないものと考えてございます。

「4. 事案の発生原因と対策」につきましては、現金を受領したらすぐに入金記録を付けるという基本的なことができおりませんでしたので、金融機関に入金するまでの

現金の流れを進捗管理できる仕組みへと見直しを行ったところでございます。

事態の発覚が遅れた点につきましては、3ページの「5」にあります通り、事故者を守るためには、事態を公にすることなく、穏便に済ませるべきと考え、報告を怠ったことが原因となります。当然のことながら、この対応は事態をかえって悪化させる極めて不適切なものであり、当該上司も深く反省しております。

「6. 刑事告訴」につきましては、着服した金額が全額返金されて、市としての被害は回復しており、事故者が懲戒免職処分という制裁を受けていることも考慮し、見送ることといたしました。

説明は以上となります。

【司会】

それでは、記者の皆様からのご質問をお受けいたします。質問される際には、社名とお名前をお願いいたします。ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【TokyoMX】

これまで立川市で公金の着服という事例は過去にどれくらいあったのか。また、その時の対応はどうされたのか。また、40万円を超えるお金が入金されなかったことに気付かなかったのはどうしてなのか。着服があったということはどういう経過で分かったのか。この点についてお伺いしたい。

【行政管理部長 大平 武彦】

40万円になぜ気づかなかったかということからお答えさせていただきます。

今回の資金の流れを申し上げますと、ごみ処理手数料というのは、搬入してきたお客様がいらっしゃって、その搬入口でその方と委託業者との現金のやり取りがございます。その現金を1日間取りまとめて、その1日間取りまとめたものを、ごみ対策課の職員にお渡しいただける。その時に、ごみ対策課の職員については、しっかり伝票と現金をチェックして、そのまま金庫に入れる。金庫に入れたものを、数日間プールしておいて大体日数にすると3日から4日、金額にすると10万円程度のものを取りまとめて、立川市役所にごございます市の金庫に納めるといったような流れになってございます。

本来であれば、事業者の方から現金をお預かりしたときに、帳簿につけておく。金庫に入れる前に帳簿につけておくといったようなことが本来であれば必要であった。それをせずに、たまったものをそのまま持って行って、会計処理が終わった後に、帳簿につけるといったようなことがありました。このため、タイムラグが1週間から10日から

ぐらいあるんですが、その中で資金のルートが最初の帳簿に記入ができなかったので確認できなかった、といったようなことから発見が遅れたということになります。

最初に預かったときに帳簿に付けるべきだった、ということから今回発覚が遅れたといったような状況になります。

公金の着服についてですが、職員共済会の現金、これは預かり金になりますが、これを着服したといった件が以前ございました。これについては、職員についても懲戒免職となっております。補足させていただきますが、これについては公金ではないということで、懲戒免職の対応をしています。それで実はこの免職した後に、その後、公平委員会へ申し立てがあって、その後公平委員会からの免職処分が厳しいということで、停職処分に変更になった事案がございます。

以上でございます。

【時事通信社】

今回の42万円という金額は、持ち込み件数としては何件分の金額なのか。

【行政管理部長 大平 武彦】

約300件でございます。

(※訂正：約300件は着服金額Aの267,900円に対する件数。着服金額総額422,400円に対する件数は約450件)

【時事通信社】

発覚が2か月余り遅れたとのことだが、発覚の時点というのは、時系列でいうといつが発覚になるのか。

【行政管理部長 大平 武彦】

資料2ページの(2)の①にございます9月5日でございます。

【立川市長 酒井 大史】

ではなくて、すみません。⑥の10月5日木曜日に発覚いたしております。

【時事通信社】

この⑥の10月5日の時点で発覚か。

【立川市長 酒井 大史】

はい。

【時事通信社】

公金42万円の着服で懲戒免職は重いと感じるがどうか。

【立川市長 酒井 大史】

この点につきましては、私どもとしても、金額の多寡に関わらず、公金の着服ということで、これは業務上横領、並びに1件については窃盗と認定がされ得る。そういった形態がございましたので、この点については他の自治体等の処分の内容等も調査をさせていただき、庁内における懲戒処分等の決定をしていく機関に市長から諮りまして、そこでの諮問に対する答申という形で懲戒処分が相当だということでこのような決定をさせていただきました。

【時事通信社】

免職が相当か。

【立川市長 酒井 大史】

はい、懲戒免職にするのが相当であると。

【時事通信社】

窃盗にもなりうるというのはどの部分か。

【立川市長 酒井 大史】

今、お手元に配付をいたしましたAの部分については、業務上横領ということに当た

ると思います。Bについては、金庫で保管をされている収入金を職員がいない時間帯に着服をしたということですので、一旦、職務上の金銭を本人の手元にある状態から外れた段階においてということですので、これは顧問弁護士等に確認をしたところ窃盗に当たるといふことでもあります。Cについては業務上横領ということ、3度にわたりこのようなことを繰り返していたということ、金額の多寡ということではなく、その頻繁性ということ、これを鑑みて、処分という形では懲戒処分の中で一番きつい免職処分ということにいたしました。

【時事通信社】

消費者金融ということですが、何に使っていたのか。

【立川市長 酒井 大史】

この点につきましては、本人が以前から、遊興のためということではなくて、立川市役所に入庁の前から、いわゆる投資系と、本人からの話を大平部長の方が聞き、また私も懲戒免職の発令をしたときに本人から聴取をいたしましたけれども、その投資系のいわゆる今気がついてみれば詐欺的な話に乗ってしまったと。そこで借金が膨らんだということで消費者金融等からの借金を繰り返して行って、にっちもさっちもいなくなっていたという状況であったと聞いております。

【NHK】

12月7日に行われた市長等への報告とは。

【立川市長 酒井 大史】

実は、私が翌日の12月8日の日に、私もいろいろと市長に就任をしてまだ3ヶ月少々でございますけれども、私の市政の中の方針としていろんな現場を見てみたい、ということで実は12月8日と15日の2日間にわたって、ごみ収集の現場を私もその事業者のご苦労を経験したいということで、ごみ対策課の方にそのパッカー車に乗ってごみ収集をするということの調整をしていただいております。

その前日に、具体的に翌日の日程調整を行うということで、ごみ対策課に関わるその処分者に課長が本庁舎にその説明に来るといふときに、たまたま人事課長がついでにちよつと寄ってくれということをやったそうです。

人事課長においてはその時点で本件については、了知していなかったということ

が、人事課長からちょっと寄ってくれ、と言われたということが、たまたまの契機として、この処分者については、事件が発覚をしたものと考え、その段階で当日部長に報告し、人事課長にも報告したことをもって、私の耳に入ったということでありました。

【NHK】

つまり人事課長が人事課に寄ってくれと課長に言わなかったら発覚が遅れていたということか。

【立川市長 酒井 大史】

そういうことだと思います。たまたま私がそのような形で現場を見たいということをお話しして、その説明に来る機会がこのタイミングでなかったら、人事課長の方もついでにちょっと寄ってくれ、と全く別件の話であったわけですがけれども、これはあくまでも仮定の話ですが、発覚がさらに遅れていた可能性はあるということです。

【司会】

他にご質問がないようですので、質疑応答を終了したいと思います。

【立川市長 酒井 大史】

この度は、市民の皆様方にこのような公金の着服という職員の不祥事が生じてしまったということ、またそれを知り得た上司が、私並びに担当の部長に対しても報告が大変遅れたということで、市民の皆さんに対し、立川市政が信頼の失墜を招いてしまったこと、このことを立川市の代表として改めて心よりお詫びを申し上げます。

本当に申し訳ございませんでした。

今回は、ちょうど20年前に立川市の入札に関する事件が発生をして20年目という節目でございました。故にコンプライアンスの強化ということで、11月1日から30日までをコンプライアンスの強化月間という取り組みを行ってまいりました。けれども、残念ながらこういったこれまでの取り組みというものが水泡に帰す結果となってしまいました。

私も就任をして3ヶ月でございますけれども、これまでの取り組みというものを職員の皆さんは一生懸命やってきたと思います。多くの職員の皆さん、また上司の皆さんは

誠実に職務にあたってきたものと考えております。

しかしながら、一部の職員がこういった事態を起こしてしまった。このことによって、多くの職員が、本当にこれからも綱紀粛正をしっかりと改めて認識し、対応していかなくてはならない事態であろうと思っております。

また、先ほどご質問にもございました通り、なぜ公金に手をつけたのかというお話が質問でございました。

一定の考慮すべきそういった案件でありますけれども、今後のこととして、市の職員で同じような状況にもし陥ったときに、しっかりと市の中で相談をして、解決してあげられる、そういった体制がこの庁内には整っていなかったということを私自身大変残念に思っております。

この後、コンプライアンスに関する特別のプロジェクトチームを12月26日に新しい副市長も就任いたしますので、一旦この庁舎の外部に出ていた新しい副市長をこの庁舎に迎え入れた段階で、その副市長をトップとしてプロジェクトチームを立ち上げ、もう一度庁内の公金管理のあり方、また組織のあり方、さらには職員の方々のそういった職場環境や生活環境の中での困りごとというものを、しっかりと受けとめられる、そして仮にこういったお金に困っているような状況があったときに、金に手をつけるというような重大な事態が発生をしないような組織を作り変えていく、そういった契機にしていくことによって、私は市民の皆さんに対する、立川市長としての責任を果たしていきたいと考えております。

本当に皆様方にはご心配、ご迷惑、そしてたぶんご立腹をされている方が多くいらっしゃると思います。

私自身、今回新しい市長になったという段階において、このような事件が発生をしてしまったことこのことをしっかりと胸に刻んで、二度と同じようなことがないような組織体制を築いていくために、邁進していきたいと思っております。

ぜひとも記者の皆様方には、立川市政にご注目いただき、そして立川市で欠けている点がありましたら、ぜひともご助言をいただき、これからの市政の改革にお力添えを賜ればと存じております。

改めて、市民の皆様方には、立川市政に対する信頼を失墜するような事態を生じさせてしまったことを、市長として、これよりお詫びを申し上げます。

本当に申し訳ございませんでした。

(終了)